

罹 災 証 明 申 請 書

高岡

市長 あて

年

月

日

窓口に 来られた方	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係 ☐ 申請者本人 ☐ 申請者の世帯構成員 ☐ 代理人

申請者 (証明が必要な方)	住 所 ☐ 窓口に来られた方と同じ	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) ☐ 窓口に来られた方と同じ 氏 名	生年月日

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家※の 所在地	☐ 持家 ☐ 借家 所在地: ☐ 申請者住所と同じ
---------------	---

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。
※住家の場合、罹災証明書には、申請者(世帯主)と同一世帯である構成員全員の情報が記載されます。

住家の被害	☐ 地震による被害 ☐ 水害による被害 (☐ 床上 ☐ 床下) ☐ その他 被害内容:
-------	--

住家以外の 被災家屋の 所在地及び被害	所在地: ☐ 住家の所在地と同じ 被害内容:
---------------------------	--

罹災証明書の 必要枚数	枚
----------------	---

自己判定方式(※) の同意欄	☐ 自己判定方式により、被害の程度を「準半壊に至らない(一部損壊)」とすることに同意します。
	【家屋所有者のみ】 ☐ 高岡市が被災者支援のため、固定資産課税台帳に登載された被災家屋の情報及び被害区分判定の情報を内部利用することに同意します。

※ 申請者の合意に基づく自己判定方式による判定を行う場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)
※ 提示された写真から被害等が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。

処理欄	☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ その他()
-----	---